

定 款

平成 22 年 7 月 1 日施行

公益財団法人関西エネルギー・リサイクル科学研究振興財団
定 款

第1章 総 則

(名称)

第1条 この法人は、公益財団法人 関西エネルギー・リサイクル科学研究振興財団（英文名 Kansai Research Foundation for Technology Promotion。略称「K R F」）と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を大阪府大阪市に置く。

(目的)

第3条 この法人は、主として関西地域における電気エネルギーの供給・利用技術、電気エネルギーに係る資源リサイクル技術及びこれらに係る人文・社会科学分野（以下「電気エネルギー・リサイクル関係技術分野」という。）に関する試験研究や国際交流活動等に対する助成を行うことにより、電気事業の健全な発展を図り、もって豊かな地域社会の実現と我が国経済の発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 電気エネルギー・リサイクル関係技術分野に関する試験研究、国際交流活動、研究成果の出版、研究発表会やシンポジウム等の開催に対する助成事業
- (2) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

(事業年度)

第5条 この法人の事業年度は、毎年1月1日に始まり、12月31日に終わる。

(規律)

第6条 この法人は、評議員会が別に定める倫理規程の理念と規範に則り、事業を公正かつ適正に運営し、第3条に掲げる公益目的の達成と社会的信用の維持・向上に努めるものとする。

第2章 財産及び会計

(財産の構成)

第7条 この法人の財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された財産
- (2) 設立後寄附された財産
- (3) 財産運用収益
- (4) その他の収益

(財産の種別)

第8条 この法人の財産は、基本財産、特定資産及び運用財産の3種類とする。

2 基本財産は、次に掲げる財産をもって構成する。

- (1) この法人が公益財団法人への移行の登記をした日の前日の財産目録に基本財産として記載された財産
- (2) 基本財産とすることを指定して寄附された財産
- (3) 理事会において特定資産又は運用財産から基本財産に繰り入れることを議決した財産

3 基本財産以外で、寄附者の指定又は理事会の議決により用途を特定の目的に制約した財産は、特定資産として管理する。

4 運用財産は、基本財産及び特定資産以外の財産とする。

(財産の管理)

第9条 この法人の資産は、代表理事の命を受けて、第33条第3項に規定する業務執行理事が管理し、その管理の方法は、理事会の議決による。ただし、その用途又は管理の方法を指定して寄附された財産については、その指定に従わなければならない。

2 基本財産のうち、現金は、株式会社ゆうちょ銀行その他確実な金融機関に預け入れ、若しくは信託会社に信託し、又は国公債等確実な有価証券にかえて保管しなければならない。

(基本財産の処分)

第10条 基本財産は、原則としてこれを処分し、又は担保に供してはならない。ただし、この法人の目的達成上特に必要があると認められる場合においては、理事会において理事現在数の3分の2以上の議決を得た後、評議員会の議決を得ることにより、その一部を処分し、又は担保に供することができる。

(経費の支弁)

第11条 この法人の経費は、運用財産をもって支弁する。

(事業計画及び収支予算)

第12条 この法人の事業計画書及び収支予算書は、代表理事が作成し、毎事業年度開始前に理事会の議決を得なければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 第1項の議決を得た事業計画書及び収支予算書は、当該事業年度開始の日の前日までに行政庁に提出しなければならない。

3 第1項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の供覧に供するものとする。

(事業報告及び収支決算)

第13条 この法人の事業報告書、収支決算書及び財産目録は、代表理事が毎事業年度終了後遅滞なく作成し、監事の監査を経た上、理事会の議決を得た後、評議員会において議決を得るものとする。

2 第1項の議決を得た事業報告書、収支決算書及び財産目録は、当該事業年度終了後3月以内に行政庁に提出しなければならない。

3 この法人は、第1項の評議員会終了後直ちに、法令の定めるところにより、貸借対照表を公告するものとする。

(特別会計)

第14条 この法人は、事業の遂行上必要があるときは、理事会の議決を得て、特別会計を設けることができる。

2 第1項の特別会計に係る経理は、一般の経理と区分して整理するものとする。

(借入金)

第15条 この法人は、資金の借入れをしようとするときは、その事業年度の収入額を上限とする借入金であって返済期間が1年未満のものを除き、理事会において理事現在数の3分の2以上の議決を得た後、評議員会の議決を得るものとする。

(新たな義務の負担等)

第16条 第10条ただし書及び第15条に該当する場合並びに収支予算で定めるものを除くほか、新たに義務を負担し又は権利の放棄をしようとするときは、評議員会の審議を経た上、理事会において理事現在数の3分の2以上の議決を得た後、評議員会の議決を得るものとする。

第3章 評議員及び評議員会

(評議員の定数)

第17条 この法人に、評議員5名以上9名以内を置く。

(評議員の選任等)

第18条 評議員の選任及び解任は、評議員会の決議により行う。

2 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。

(1) 各評議員について、次のイからへに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

イ その評議員及びその配偶者又は3親等内の親族

ロ その評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

ハ その評議員の使用人

ニ ロ又はハに掲げる者以外の者であつて、その評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの

ホ ハ又はニに掲げる者の配偶者

へ ロからニに掲げる者の3親等内の親族であつて、これらの者と生計を一にするもの

(2) 他の同一の団体(公益法人を除く。)の次のイからニに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

イ 理事

ロ 使用人

ハ 他の同一の団体の理事以外の役員(法人でない団体で代表者又は管理人の定めのある者にあつては、その代表者又は管理人)又は業務を執行する社員である者

ニ 次の団体において職員である者(国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く)

① 国の機関

② 地方公共団体

③ 独立行政法人通則法第2条第1項に規定する独立行政法人

④ 国立大学法人法第2条第1項に規定する国立大学法人又は同条第3項に規定する大学共同利用機関法人

⑤ 地方独立行政法人法第2条第1項に規定する地方独立行政法人

⑥ 特殊法人又は認可法人

3 評議員は、この法人の理事又は監事若しくは使用人を兼ねることができない。

4 評議員に異動があつたときは、2週間以内に登記し、遅滞なくその旨を行政庁に届け出なければならない。

(評議員の権限)

第19条 評議員は、評議員会を構成し、第23条第1項に規定する事項の決議に参画するほか、法令に定めるその他の権限を行使する。

(評議員の任期)

第20条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。

3 評議員は、第17条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員に対する報酬等)

第21条 評議員は、無報酬とする。

2 評議員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

(評議員会の構成)

第22条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(評議員会の権限)

第23条 評議員会は、次の事項を決議する。

- (1) 役員及び評議員の選任及び解任
- (2) 定款の変更
- (3) 各事業年度の事業報告及び決算の承認
- (4) 公益目的取得財産残額の贈与及び残余財産の処分
- (5) 合併、事業の全部若しくは一部の譲渡又は公益目的事業の全部の廃止
- (6) (1)から(5)に定めるもののほか、「一般社団・財団法人法」に規定する事項及びこの定款に定める事項

2 前項の規定にかかわらず、評議員会は、第26条第1項の書面に記載した事項以外の事項は、決議することができない。

(評議員会の種類及び開催)

第24条 評議員会は、定時評議員会と臨時評議員会の2種とする。

2 定時評議員会は、毎年1回3月に開催する。

3 臨時評議員会は、必要がある場合には、いつでも開催することができる。

(評議員会の招集)

第25条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき代表理事が招集する。

2 第1項にかかわらず、評議員は理事に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

3 第2項による請求があったときは、代表理事は遅滞なく評議員会を招集しなければならない。

(評議員会の招集の通知)

第26条 代表理事は、評議員会の開催日の7日前までに、評議員に対して、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって招集の通知を発しなければならない。

2 第1項にかかわらず、評議員全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく、評議員会を開催することができる。

(評議員会の議長)

第27条 評議員会の議長は、その評議員会において、出席した評議員の中から選出する。

(評議員会の定足数)

第28条 評議員会は、評議員の過半数の出席がなければ開催することができない。

(評議員会の決議)

第29条 評議員会の議事は、「一般社団・財団法人法」第189条第2項に規定する事項及びこの定款に特に規定するものを除き、議決に加わることのできる評議員の過半数が出席し、出席した評議員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の裁決するところによる。

2 第1項前段の場合において、議長は、評議員として議決に加わることはできない。

(評議員会の決議の省略)

第30条 理事が、評議員会の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

(評議員会への報告の省略)

第31条 理事が評議員の全員に対し、評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を評議員会に報告することを要しないことについて、

評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の評議員会への報告があったものとみなす。

(評議員会の議事録)

第32条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成しなければならない。

2 議事録には、議長及び、会議に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人1名が、記名捺印しなければならない。

第4章 役員等及び理事会

(役員の種類及び定数)

第33条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 5名以上9名以内

(2) 監事 3名以内

2 理事のうち、1人を代表理事とする。

3 代表理事以外の理事のうち1名を、「一般社団・財団法人法」第197条が準用する同法第91条第1項第2号に規定する業務執行理事とする。

(役員を選任等)

第34条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

2 代表理事及び業務執行理事は、理事会において選定する。

3 監事は、この法人の理事又は使用人を兼ねることができない。

4 理事のうち、理事のいずれか1名とその配偶者又は三親等内の親族その他法令で定める特別の関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。

5 他の同一の団体の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にあるものとして法令で定める者である理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。

6 理事又は監事に異動があったときは、2週間以内に登記し、遅滞なくその旨を行政庁に届け出なければならない。

(理事の職務・権限)

第35条 理事は、理事会を構成し、この定款に定めるところにより、この法人の業務の執行の決定に参画する。

2 代表理事は、この法人を代表し、その業務を執行する。

3 業務執行理事は、代表理事を補佐し、この法人の業務を執行する。また、代表理事に事故があるとき又は代表理事が欠けたときは、その業務執行に係る職務を代行する。

- 4 代表理事及び業務執行理事は、毎事業年度毎に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務・権限)

第36条 監事は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 理事の職務執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成すること。
- (2) この法人の業務及び財産の状況を調査すること、並びに各事業年度に係る計算書類及び事業報告等を監査すること。
- (3) 評議員会及び理事会に出席し、必要があれば意見を述べること。
- (4) 理事が不正の行為をし、若しくはその行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、これを評議員会及び理事会に報告すること。
- (5) (4)の報告をするため必要があるときは、代表理事に理事会の招集を請求すること。ただし、その請求があつた日から5日以内に、その請求があつた日から2週間以内の日を理事会の日とする招集通知が発せられない場合は、直接理事会を招集すること。
- (6) 理事が評議員会に提出しようとする議案、書類その他法令で定めるものを調査し、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を評議員会に報告すること。
- (7) 理事がこの法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はその行為をするおそれがある場合において、その行為によってこの法人に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、その理事に対し、その行為をやめることを請求すること。
- (8) その他監事に認められた法令上の権限を行使すること。

(役員任期)

第37条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

3 任期の満了前に退任した役員補欠として選任された役員任期は、退任した役員任期の満了する時までとする。

4 役員は、第33条第1項で定めた役員定数が欠けた場合には、辞任又は任期満了後においても、新たに選任された者が就任するまでは、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(解任)

第38条 役員が次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、議決に加わることのできる評議員の3分の2以上の議決に基づいて行わなければならない。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないと認められるとき。

(役員報酬等)

第39条 役員は無報酬とする。

2 役員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

(理事の取引の制限)

第40条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。

- (1) 自己又は第三者のためにするこの法人の事業の部類に属する取引
- (2) 自己又は第三者のためにするこの法人との取引
- (3) この法人がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間におけるこの法人とその理事との利益が相反する取引

2 第1項の取引をした理事は、その取引の重要な事実を遅滞なく、理事会に報告しなければならない。

(役員責任の免除)

第41条 この法人は、役員が「一般社団・財団法人法」第198条において準用される第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

2 この法人は、外部役員との間で、第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を、理事会の決議によって、締結することができる。ただし、その契約に基づく賠償責任の限度額は、金10万円以上で予め定めた額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。

(顧問及び参与)

第42条 この法人に、顧問5人以内及び参与5人以内を置くことができる。

2 顧問及び参与は、学識経験者又は本財団に功労のあった者のうちから、理事会において選任する。

3 顧問及び参与は、無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

4 第37条第1項の規定は、顧問及び参与について準用する。

(顧問及び参与の職務)

第43条 顧問は、この法人の運営に関して代表理事の諮問に答え、又は代表理事に対して意見を述べる。

2 参与は、この法人の業務の処理に関して代表理事の諮問に答える。

(理事会の構成)

第44条 この法人に、理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(理事会の権限)

第45条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 評議員会の日時及び場所並びに目的である事項等の決定
- (2) 規則の制定、変更及び廃止
- (3) (1)及び(2)に定めるもののほか、この法人の業務執行の決定
- (4) 理事の職務の執行の監督
- (5) 代表理事及び業務執行理事の選定及び解職

2 理事会は次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を、理事に委任することができない。

- (1) 重要な財産の処分及び譲受け
- (2) 多額の借財
- (3) 重要な使用人の選任及び解任
- (4) 従たる事務所その他重要な組織の設置、変更及び廃止
- (5) 内部管理体制(理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他この法人の業務の適正を確保するために必要な法令で定める体制をいう。)の整備
- (6) 第41条第1項の責任の免除及び同条第2項の責任限定契約の締結

(理事会の種類及び開催)

第46条 理事会は、定時理事会及び臨時理事会の2種とする。

2 定時理事会は、毎年2回、3月と12月に開催する。

3 臨時理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 代表理事が必要と認めたとき。
- (2) 代表理事以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって代表理事に招集の請求があったとき。
- (3) (2)の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき。
- (4) 第36条第1項第5号の規定により、監事から代表理事に招集の請求があったとき、又は監事が召集したとき。

(理事会の招集)

第47条 理事会は、代表理事が招集する。ただし、第46条第3項第3号により理事が招集する場合及び同条第3項第4号後段により監事が招集する場合を除く。

2 第46条第3項第3号による場合は、理事が、同条第3項第4号後段による場合は、監事が理事会を招集する。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって、開催日の7日前までに、各理事及び各監事に対して通知しなければならない。

4 代表理事は、第46条第3項第2号又は第4号前段に該当する場合は、その請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする臨時理事会を招集しなければならない。

5 第4項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく理事会を開催することができる。

(理事会の議長)

第48条 理事会の議長は、代表理事がこれにあたる。代表理事が理事会を欠席する場合は、業務執行理事が理事会の議長を務める。

(理事会の定足数)

第49条 理事会は、理事の過半数の出席がなければ開催することができない。

(理事会の決議)

第50条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがあるもののほか、議決に加わることのできる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行い、可否同数のときは議長の裁決するところによる。

2 第1項前段の場合において、議長は、理事会の決議に、理事として議決に加わることはできない。

(理事会の決議の省略)

第51条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなすものとする。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

(理事会の報告の省略)

第52条 理事又は監事が、理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知したときは、その事項を理事会に報告することを要しない。

2 第1項の規定は、第35条第4項の規定による報告には適用しない。

(理事会の議事録)

第53条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、出席した代表理事及び監事は、これに記名押印しなければならない。

第5章 選考委員会等

(選考委員会の設置)

第54条 この法人に、第4条に掲げる助成事業の対象となるものを選考するため、選考委員会を置く。

(選考委員会の構成等)

第55条 選考委員会は、委員5人以上10人以内をもって構成する。

2 選考委員会を構成する者は、その3分の2以上が学識経験者でなければならない。

3 選考委員は、代表理事が理事会に諮ってこれを委嘱する。

4 選考委員は、この法人の役員又は評議員を兼ねることができない。

5 選考委員会の運営に関して必要な事項は、理事会の議決を得て、代表理事が別に定める。

(その他の委員会の設置等)

第56条 この法人の事業を推進するために必要あるときは、理事会はその決議により、その他の委員会を設置することができる。

2 その他の委員会の委員は、代表理事が理事会に諮ってこれを委嘱する。

3 その他の委員会の任務、構成及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第6章 定款の変更、合併及び解散等

(定款の変更)

第57条 この定款は、評議員会において、議決に加わることのできる評議員の3分の2以上の議決を経て変更することができる。ただし、第3条に規定する目的、第4条に規定する事業並びに第18条第1項に規定する評議員の選任及び解任の方法並びに第60条に規定する公益目的取得財産残額の贈与については変更することができない。

2 第1項にかかわらず、評議員会において、議決に加わることのできる評議員の4分の3以上の議決を経て、第3条に規定する目的、第4条に規定する事業並びに第18条第1項に規定する評議員の選任及び解任の方法について、変更することができる。

- 3 「公益認定法」第11条第1項各号に掲げる事項に係る定款の変更(軽微なものを除く)をしようとするときは、その事項の変更につき、行政庁の認定を受けなければならない。
- 4 第3項以外の変更を行った場合は、遅滞なく、その旨を行政庁に届け出なければならない。

(合併等)

- 第58条 この法人は、評議員会において、議決に加わることのできる評議員の3分の2の議決により、他の「一般社団・財団法人法」上の法人との合併、事業の全部又は一部の譲渡及び公益目的事業の全部の廃止をすることができる。
- 2 第1項の行為をしようとするときは、予めその旨を行政庁に届け出なければならない。

(解散)

- 第59条 この法人は、「一般社団・財団法人法」第202条に規定する事由及びその他法令で定めた事由により解散する。

(公益目的取得財産残額の贈与)

- 第60条 この法人が、公益認定の取消しの処分を受けた場合、又は合併により消滅する場合(その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く)において、「公益認定法」第30条第2項に規定する公益目的取得財産残額があるときは、これに相当する額の財産を1ヶ月以内に、評議員会の決議により類似の事業を目的とする他の公益法人、国若しくは地方公共団体又は同法第5条17号に掲げる法人に贈与するものとする。

(残余財産の処分)

- 第61条 この法人が解散等により清算するときに有する残余財産は、評議員会の決議により 類似の事業を目的とする他の公益法人、国若しくは地方公共団体又は公益認定法第5条17号に掲げる法人に寄附するものとする。

第7章 事務局

(設置等)

- 第62条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。
- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
 - 3 事務局長は、理事会の承認を得て代表理事が委嘱し、職員は代表理事が任免する。
 - 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、代表理事が別に定める。

(備付け書類及び帳簿)

第63条 事務所には、常に次に掲げる帳簿及び書類を備えておかなければならない。

- (1) 定款
- (2) 理事、監事及び評議員の名簿
- (3) 認定、許可、認可等及び登記に関する書類
- (4) 定款に定める機関（理事会及び評議員会）の議事に関する書類
- (5) 財産目録
- (6) 事業計画書及び収支予算書
- (7) 事業報告書及び計算書類等
- (8) 監査報告書
- (9) その他法令で定める帳簿及び書類

2 第1項各号の帳簿及び書類等の閲覧については、法令の定めによる。

第8章 公 告

(公告の方法)

第64条 この法人の公告は、官報に掲載する方法による。

2 この法人の貸借対照表の公告は、第1項にかかわらず、定時評議員会毎にその終結の日後5年を経過する日までの間、継続してインターネットに接続された自動公衆送信装置を使用する方法による。

第9章 補 則

(委 任)

第65条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、理事会の議決を得て、代表理事が別に定める。

附則1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記を行ったときは、第5条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

3 この法人の登記の日に就任する理事及び監事は、次に掲げる者とする。

理事 石川 博志、川上 哲郎、桑原 秀行、相模 正三、佐和 隆光、
新野 幸次郎、西 亨

監事 鈴木 正裕、中西 清

4 この法人の最初の代表理事は石川博志、業務執行理事は相模正三とする。

5 この法人の最初の評議員は、次に掲げる者とする。

上野山 雄、大田 龍夫、辻 勝之、中嶋 規之、馬場 文明、森井 清二、
山本 芳文

平成24年3月29日 一部改定